関係各位

京浜港長

港長公示(航泊禁止)の解除について

平素から航行安全業務にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、京浜港川崎区第 2 区東扇島沖 (KK1 錨地) における航泊の禁止につきましては、別添のとおり、令和 7 年 9 月 23 日 9 時 30 分をもって、解除いたします。また、KK1 錨地の使用制限につきましても、令和 7 年 9 月 23 日 9 時 30 分をもって解除いたします。

関係各位におかれましては、貴所属船舶等に対して周知のほどよろしくお願いいたします。

港長公示第 7-50 号

港長公示第 7-42 号 (令和 7 年 8 月 4 日) による「京浜港川崎区第 2 区東扇島沖における航泊の禁止について」は、令和 7 年 9 月 23 日 9 時 30 分をもって、これを解除する。

令和7年9月17日

京 浜 港 長(公印省略)